首都大学東京　法学政治学研究科 設置の趣旨等を記載した書類

目次

１　設置の趣旨及び必要性 2
２　研究科、専攻等の名称及び学位の名称 6
３　教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）
..... 7
４　教員組織の編成の考え方及び特色 10
５　教育方法、履修指導方法、（研究指導の方法）及び卒業要件（修了要件） 11
６　施設・設備等の整備計画 16
７　基礎となる学部との関係 19
８　入学者選抜の概要 19
９　取得可能な資格 24
１０　２以上の校地において教育研究を行う場合 24
１１　管理運営 24
１２　自己点検・評価 26
１３　認証評価（専門職大学院） 26
１４　情報の公表 27
１５　教育内容等の改善のための組織的な研修等 28

１　設置の趣旨及び必要性

（１）大学の沿革

首都大学東京は、平成 17 年４月、都立の４つの大学「東京都立大学」「東京都立科学技術大学」「東京都立保健科学大学」「東京都立短期大学」が再編・統合して開学した。世界有数の大都市である東京都における唯一の公立総合大学として、「大都市における人間社会の理想像の追求」を使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関や産業界等との連携を通じ、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、人間社会の向上・発展に寄与することを基本理念としている。この基本理念に基づき、都市教養学部、都市環境学部、システムデザイン学部及び健康福祉学部の４学部を設置し、首都東京の諸課題等の解決に貢献し、広く社会で活躍できる人材の育成に取り組んできた。大学院については、統合前の大学の構成を引き継いで開学し、平成 18 年度から、学術体系に沿った６研究科構成に再編した。

（２）研究科設置の趣旨及び必要性

開学から 10 年余りが経過し、その間、情報社会の急速な発展や少子高齢化、大規模災害リスクの増大など、社会を取り巻く環境は大きく変化し、高度化・複雑化した新たな課題を生み出している。こうした状況の中、大学にはこれまで以上に高度な教育研究資源を結集し、課題解決に資する教育・研究を行うことが求められている。

このような背景から、本学が有する教育研究資源の集約及び先端分野の強化を図り、新たな時代要請に応える組織体制に再編成することとした。人文・社会系諸学、法律学・政治学、経営学・経済学、理学・工学、都市政策学の分野を有する既設の都市教養学部については、教育・研究の内容や育成する人材像がよりわかりやすく伝わるよう再編し、４学部を設置するとともに、工学及び都市政策学の分野をそれぞれシステムデザイン学部、都市環境学部へ統合・再構築する。この新たな学部構成に合わせ、大学院の３研究科について再構築を行う。

法学および政治学は、広義の社会科学の一部を構成するものであることはいうまでもない。しかしながら、都市化や国際化が進み、ますます複雑化、高度化の様相を示す現代社会において、そこで日々諸問題に対応するための法学、政治学の内実もより専門性を増している。とりわけ、現代社会の直面する新たな課題は、大都市において顕在化しやすいものも多い。そのため、多くの企業や東京都などの地方公共団体をはじめとする各種公共団体も集積した首都東京に位置する大学院として、解決が迫られる法学的・政治学的な諸問題に対して、より先端的、独創的、また国際的な学問研究を行い、そういった学問的課題の発展に寄与しうる研究者を育成する必要性、あるいは、これらの知見を備えた法曹をはじめとする専門職や高度専門職業人を養成する必要性は高まりをみせている。そして、これらの研究や人材の育成を介して、社会に対し貢献するという使命を独自に果たす意義も、これまで以上に大きくなっている。

そのため、本学に求められる以上のような使命を、より独自かつ専門的に果たすた

め、本学の前身である東京都立大学社会科学研究科、およびそれを引き継いだ現行の社会科学研究科を発展的に解消し、同研究科を構成する各専攻のうち、法学政治学専攻および法曹養成専攻の 2 専攻において現在担っている研究・教育を介した社会貢献をより専門的に果たすために、これらの専攻から構成される法学政治学研究科を、新たに設置するものである。

また、この法学政治学研究科は、平成 30 年度に設置する法学部を基礎とするものである。法学政治学専攻は、法学部法学科法律学コース及び政治学コースの教育分野を基礎とし、法曹養成専攻は法学部法学科法律学コースの教育分野を基礎とする。新設の法学部と法学政治学研究科は、いわば「一対一」の関係となる。これにより、組織運営を一体化することにより、法学部と法学・政治学に関する大学院の教育を接続させるとともに、より効果的で密度の高い大学院教育を維持することができる。

（３）専攻設置の趣旨及び必要性

（ア）法学政治学専攻

現代社会の直面する多様で困難な課題は、特に都市において集約的に現れる。首都東京に位置する大学院として、これらの問題解決に寄与することは、本学の重要な責務である。法学政治学専攻は、法律学・政治学の各分野で、国際水準に見合った研究者の育成を行うことを主たる目的とするが、同時に、社会科学研究科の他の専攻及び他の研究科と連携しながら、都市における高度な知的社会の構築に寄与し、また都市環境の発展をもたらす研究を実践することを目指す。

法学政治学専攻は、主として法律学分野を研究する領域と、主として政治学分野を研究する領域を含んでいる。

法律学分野では、実定法学及び基礎法学の各分野を代表し、国際的な学問研究に寄与しうる優れた研究者を育成するとともに、独創的な研究成果を通じて社会貢献を行う。また、特に博士後期課程では、博士前期課程修了者のみならず、本学社会科学研究科法曹養成専攻をはじめとする法科大学院を修了した後、さらに実定法の高度な研究を志す者も受け入れ、理論と実務の双方に立脚した実定法研究者を育成する。

政治学分野では、現代政治の理論分析や実証分析、あるいは政治に対する歴史的・思想史的アプローチ、国際比較研究等、多様な方法論に通暁するとともに、各専門分野において高度な知見を備え、国際的貢献を行うことのできる研究者の育成を行う。博士前期課程・後期課程を通じて政治学の研究方法に関する集中的な訓練を行うとともに、政治学研究が持つ社会的意味を探究し、都市型社会における政治・行政への実践にも配慮した教育・研究を行う。

（イ）法曹養成専攻

首都東京は、大小の企業が多数存在し、東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市である。

このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指し、首都大学東京法学部及び大学院の関連専攻でこれまで蓄積してきた教

育研究基盤の活用により、法曹養成の使命を独自に果たすため、法曹養成専攻（法科大学院）を設置するものである。

なお、首都大学東京大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は、首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻を引き継いで設置するものであり、法科大学院としての位置付けに変更はない。そのため、教育課程、教員組織、施設設備等についても、基本的にこれまでと変更はない。

（４）研究科で養成する人材像及び教育研究上の目的

法学政治学研究科においては、法学、政治学に関して、広い視野に立ち、真摯な情熱を備え、清新な学識を究める国際的水準の研究者、学界を牽引しうる研究者を養成するほか、法曹、高度な知識を有する専門的職業人・公務員を志す人材を育成する。

また、上記のような人材育成にあたっては、都市化をはじめとして、ますます複雑化する現代社会の諸問題を、法学および政治学的な観点で考察し、研究者として研究を深め、実務家として専門的に解決する能力の育成を図ることを目的とする。

（５）専攻で養成する人材像及び教育研究上の目的

（ア）法学政治学専攻

法律学分野では、広い視野に立って精深な学識を修め、自立して研究活動を行いうる法学研究者や、法曹以外の高度に専門的な業務に従事するのに必要な豊かな学識を備えた人材の育成を図る。政治学分野では、政治の諸現象に関心を持ち、広い視野で捉えながら、明確な目的意識の下で研究を行う政治学研究者や、政治学の基礎的な教養を備え、高度な知識を有する専門的職業人、公務員などを志す人材の育成を図る。

また、実定法学および基礎法学について、当該分野の学問研究に寄与しうる優れた研究者や高度専門職業人の育成に必要な教育・研究を行う。特に、博士後期課程では、博士前期課程修了者のみならず、法科大学院修了者（法務博士取得者）のうち、さらに実定法の高度な研究を志す者も受け入れ、理論と実務の双方に立脚した研究者の育成のための教育・研究を行う。

政治学分野では、現代政治の理論分析や実証分析、あるいは政治に対する歴史的・思想史的アプローチ、国際比較研究等、多様な方法論に通暁するとともに、各専門分野において高度な知見を備え、国際的貢献を行うことのできる研究者の育成を行う。博士前期課程・後期課程を通じて政治学の研究方法に関する集中的な訓練を行うとともに、政治学研究がもつ社会的意味を探究し、現代社会における政治・行政への実践にも配慮した教育・研究を行う。

進路としては、大学・研究所の研究者、各種公務員、留学生の母国における各種専門職等を想定している。

（イ）法曹養成専攻

法科大学院は、裁判官、検察官、弁護士といった法曹三者をはじめとする実務法曹を養成する教育機関である。

法曹養成専攻では、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それ

を解決する能力を有する法曹を養成することを理念とし、法律基本知識、実務基礎知識を的確に活用する能力や､複雑な問題を解決するために必要となる高度な分析能力、説得的な表現力及び交渉力の涵養を目的としている。さらに、複雑な諸問題の解決にとって有益な基礎的・隣接的な分野及び展開・先端的な分野の専門知識を習得させることにより、幅広い社会的事象を的確に分析・判断するための能力を備えた法曹の養成をも目的としている。

（６）研究科において組織として研究対象とする中心的な学問分野

（ア）法学政治学専攻

本専攻の教育研究の柱となる分野は、法律学及び政治学であり、それぞれを構成する領域の内容は、下記のとおりである。

a　法律学分野

公法学：憲法、行政法、労働法学等に関する専門的研究を行う。比較法的研究を踏まえつつ、わが国の学説・判例に影響を及ぼした種々の見解、判例を取り上げ、現代的・先端的課題の解決に向けた研究を行う。

民事法学：民法学、民事訴訟法学等に関する専門的研究を行う。これらの領域における判例・学説研究や比較法的研究・実証的研究を踏まえ、現代的・先端的課題を取り上げて研究する。

刑事法学：刑法、刑事訴訟法、刑事政策等に関する専門的研究を行う。判例・学説研究や実証的・比較法的研究を踏まえつつ、基礎的研究のみならず、実践的課題の解決に向けた研究を行う。

商事法学：商法に関する専門的研究を行う。商法分野に関する判例・学説研究を行うとともに、企業社会の変化を踏まえた実践的・先端的研究を行う。

国際法学：国際公法に関する専門的研究を行う。現代における国際問題とその法的処理について、実践的研究を行う。

経済法学：独占禁止法等の経済法や知的財産法等、先端的な法分野に関する専門的研究を行う。判例・学説研究のほか、経済社会の変化に合わせた実践的研究を行う。

国際私法学：国際家族法、国際取引法、国際民事手続法等、国際私法に関する専門的研究を行う。国際社会の変化が私人に与える法的影響を踏まえ、実践的・先端的研究を行う。

基礎法学：法哲学、法社会学等、基礎法学分野に関する専門的研究を行う。現代社会における法的諸問題について、理論的・実証的な分析を行い、実践的な解決策の探究を行う。

b　政治学分野

政治学：政治学の理論研究と政治過程の実証分析を総合し、現代日本の政治課題に即した実践的な研究を行う。

行政学：行政学の理論的及び実証的研究を行う。比較研究を踏まえ、現代国家における行政システムの構造的特質を探究するとともに、都市自治体における政策過程の

分析を行い、実践的な政策提言を行う。

政治外交史:近現代の日本並びにヨーロッパを対象とする政治外交史の研究を行い、歴史的営為の中から現代国家における実践的な政治課題を探究する。

政治思想史：日本を含む東アジア並びにヨーロッパにおける政治思想を研究し、人類の思想的営為を踏まえた実践的な政策哲学を探究する。

国際政治学：国際政治に関する理論的・実証的研究を行う。とくに冷戦終結後の国際社会の変動を踏まえ、国際関係を規律するルール・制度・規範等とそれをめぐる政治の動態を研究する。

比較政治学：比較政治学の理論研究を行うとともに、アメリカを中心とする地域政治の比較研究を行い、日本をとりまく政治的環境を動態的に分析する。

（イ）法曹養成専攻

本専攻の教育研究の柱となる分野は、法律学であり、法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論及び判例の教育・研究を中心としつつ、実務教育の導入部分をあわせて実施する。

２　研究科、専攻等の名称及び学位の名称

（１）研究科の名称

法学及び政治学に関する基礎理論、及び先端的な理論を研究し、その成果を教育内容とするとともに、法曹養成のための教育を行う専門職大学院を設置する研究科であることに鑑みて、研究科の名称は「法学政治学研究科」（英語名称：Graduate School of Law and Politics）とする。

（２）専攻の名称

（ア）法学政治学専攻

本専攻の設置に当たっては、従来の基礎法学専攻の内容を引き継ぐ法律学分野について、これまでの「私法学特殊研究」に相当する内容を「民事法学特殊研究」「商事法学特殊研究」「経済法学特殊研究」の３種類の授業科目に再編し、また、「国際法学特殊研究」に加え「国際私法学特殊研究」を設けるなど、「基礎法学」の領域にとどまらず法律学の各領域をより一層充実し、従来の政治学専攻の内容を引き継ぐ政治学分野とともに、法律学及び政治学の全般領域をカバーする教育研究内容とした。

これにより、相互に密接な学問的連関を有する法律学分野と政治学分野を総合しつつ、各分野における研究者育成を行うことを専攻の設置の理念とし、この設置理念に照らして、専攻の教育研究上の目的及び内容を適切に表すため、専攻の名称を「法学政治学専攻」（英語名称：Department of Law and Politics）とする。本専攻は区分制の博士課程とし、前期２年の課程を修了した者に対しては、主に専攻した分野により「修士（法学）」（英語名称：Master of Arts in Law）又は「修士（政治学）」（Master of Arts in Political Science）の学位を、後期３年の課程を修了した者に対しては同様

に「博士（法学)」（英語名称：Doctor of Philosophy in Law）又は「博士（政治学)」（英語名称：Doctor of Philosophy in Political Science）の学位を授与する。

（イ）法曹養成専攻

法科大学院は、学校教育法第 99 条第２項における専門職大学院のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものであることから、専攻の名称は「法曹養成専攻」（英語名称：Law School）とする。また、学位の名称は、学位規則第５条の２に定める法務博士（専門職）（英語名称：Juris Doctor）とする。

３　教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

（１）研究科に共通する教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科の教育課程については、法学及び政治学の各分野に関して、高度な知見を備え、自立した、国際的な貢献も含めた研究活動を行いうる研究者、法曹を含めた、高度な知識を有する専門的職業人、さらには、各種公務員や、留学生について、母国における研究者のほか各種専門職等を担うことのできる人材を育成することを目的とし、各分野の高度で先端的な教育を施すことのできる教育課程を編成する。

（２）専攻の教育課程の編成の考え方及び特色

（ア）法学政治学専攻

法学政治学専攻の教育課程は、法律学及び政治学の各分野における先端的研究と直結する各領域の授業科目（法律学分野科目及び政治学分野科目）と、演習科目（各分野の総合演習及び特別演習）から構成されている。

博士前期課程では、法律学分野の学生は法律学分野科目、政治学分野の学生は政治学分野科目をそれぞれ選択必修科目として指定し、主として演習形式で行う授業科目を履修することにより、各分野における高度の専門知識と研究手法を体系的に修得する。さらに、一定の範囲内で他の分野・専攻・研究科の科目の履修を認め、幅広い視野に立った法律学・政治学の研究者となるための基礎訓練や、高度専門職業人として必要な知識を習得し理解力の育成を行う。

法律学分野・政治学分野とも、各々の分野の全専任教員及び大学院学生が参加する総合演習を必修とし、各分野内部の研究領域相互の学問的交流や最先端の研究情報の共有化、研究手法やプレゼンテーション能力の育成等を行う。この総合演習制度は、本専攻の前身である東京都立大学大学院社会科学研究科政治学専攻及び基礎法学専攻で採用され、また、首都大学東京大学院社会科学研究科法学政治学専攻でも継続して実施してきている。そして、外部評価等で高い評価を得てきた特色ある制度であり、本専攻でもその伝統を継承し、教育課程の基軸とする。

また、各分野の特別演習は、研究課題に関する専門知識を深化させ、学位論文作成に向けて綿密な研究指導を行うために設けられた演習科目である。

博士後期課程においては、前期と同様の科目を、法律学・政治学の研究者として必要な能力の育成を主たる目的として展開する。

なお、教育研究の柱となる分野は、法律学及び政治学であり、それぞれを構成する領域については、以下のとおりである。

a　法律学分野

法律学分野として、公法学、民事法学、刑事法学、商事法学、国際法学、経済法学、国際私法学、基礎法学の各領域からなる科目を設定する。それぞれの領域ごとに、例えば､担当教員又は参加者が研究テーマを設定し､検討を加えることを目的とする科目や、先端的個別的な問題を対象として参加者の研究状況に応じて検討を加えることを目的とする科目など、目的を異にする科目を設定し、前記教育目的の達成を図る。具体的には、「公法学特殊研究Ⅰ」、「公法学特殊研究Ⅱ」、「民事法学特殊研究Ⅰ」、「民事法学特殊研究Ⅱ」、「刑事法学特殊研究Ⅰ」、「刑事法学特殊研究Ⅱ」、「商事法学特殊研究Ⅰ」、「商事法学特殊研究Ⅱ」、「国際法学特殊研究Ⅰ」、「国際法学特殊研究Ⅱ」、「経済法学特殊研究Ⅰ」、「経済法学特殊研究Ⅱ」、「国際私法学特殊研究Ⅰ」、「国際私法学特殊研究Ⅱ」、「基礎法学特殊研究Ⅰ」、及び「基礎法学特殊研究Ⅱ」を設定する。さらに、法律学分野所属の全教員・全学生が参加する「法律学総合演習」、及び学位論文の執筆に向けた個別指導を行うため、必要に応じて開講される「法律学特別演習」を設定する。

b　政治学分野

政治学分野として、政治学、行政学、政治外交史、政治思想史、国際政治学、比較政治学各領域からなる科目を設定する。それぞれの領域ごとに、例えば、方法論や、当該領域のより全般的な観点での理論研究・実証研究を行うことを目的とする科目や、より個別的なテーマに関する理論的・実証的検討を行うことを目的とする科目など、目的を異にする科目を設定し、前記教育目的の達成を図る。具体的には、「政治学特殊研究Ⅰ」、「政治学特殊研究Ⅱ」、「行政学特殊研究Ⅰ」、「行政学特殊研究Ⅱ」、「政治外交史特殊研究Ⅰ」、「政治外交史特殊研究Ⅱ」、「政治思想史特殊研究Ⅰ」、「政治思想史特殊研究Ⅱ」、「国際政治学特殊研究Ⅰ」､「国際政治学特殊研究Ⅱ」､「比較政治学特殊研究Ⅰ」､及び「比較政治学特殊研究Ⅱ」を設定する。さらに、政治学分野所属の全教員・全学生が参加する「政治学総合演習」、及び学位論文の執筆に向けた個別指導を行うため、必要に応じて開講される「政治学特別演習」を設定する。

（イ）法曹養成専攻

法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分を併せて実施することとし､実務との架け橋を強く意識した教育を行う。そのために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

そして、法科大学院の教育理念を統合的に実現するために必要とされる科目群を次のように設置する。

①法律基本科目群

法律基本科目群は、法曹に共通に必要な専門的資質・能力の習得、専門的な法知識の確実な習得、法知識を批判的に検討・発展させていく創造的な思考力と、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力の育成を目的とする。

このため、本科目群は、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置き、体系的な理論基調として実務との架橋を強く意識した内容であることが求められている。

本科目群として、制度設計上の標準的履修課程にそった科目編成を設定する。すなわち、第１年次に配当される必修科目として、法学入門演習、憲法、行政法、民事法入門演習、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各科目を置き、法学未修者、社会人を主たる対象とし、基本的な法概念を徹底して理解、修得させる。２年次以降の実務基礎科目等に対応出来るだけのレベルに到達させるための、集中的なカリキュラム編成を行う。

第２年次以降においては、憲法総合、行政法総合、民法総合、商法総合、民事訴訟法総合、刑法総合、刑事訴訟法総合を必修科目として提供する。総合科目は法科大学院教育の中心をなし、双方向、討論形式の講義を通じ、問題解決能力の高い実務法曹の養成を目指す。

②実務基礎科目群

実務基礎科目群は、法知識を批判的に検討・発展させていく創造的な思考力と、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力の育成、及び法曹としての責任感・倫理観の涵養、社会貢献の機会の提供等を目的とする。

本科目群は２年次以降に配当することとし、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理といった必修科目の他、模擬裁判などの選択科目を提供する予定である。それぞれ、以下のような内容を持つものである。

民事訴訟実務の基礎は、モデル訴訟記録を用いたり、訴訟関係書面を作成したりするなどの方法で、要件事実論(民事)、証拠法・事実認定等について、実務家による実践的・基礎的な教育を行い、訴訟実務の基礎を学ばせるものである。

刑事訴訟実務の基礎は、モデル訴訟記録を用いたり、訴訟関係書面を作成したりするなどの方法で、証拠法・事実認定(刑事)等について、実務家による実践的・基礎的な教育を行い、訴訟実務の基礎を学ばせるものである。

法曹倫理は、法曹の役割と倫理について、現在の日本の法制・実態の検討、歴史的・比較的視点も盛り込んだ批判的分析を行うものである。弁護士法・弁護士倫理規定の事例分析も含む。

模擬裁判は、民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーションにより、裁判実務の基礎的技能を修得させるものである。

③基礎法学・隣接科目群

本科目群は、法知識を批判的に検討・発展させていく創造的な思考力と、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力の養成、及び豊かな人間性の涵養・向上を目的とする。基礎法学科目群は、法学部以外の学部出身者にとって、法学全体の体

系的な理解を学ぶことをめざすものであり、隣接科目群は、法学部出身者にとって視野を広げるために必須のものである。

また、本学大学院法学政治学専攻等から、充実した科目群の提供を受けることにより、裁判実務だけに偏らない、広い社会的、国際的視野を獲得させることをめざす。

そのため、基礎法学科目群として、法哲学、法社会学、経済と法などの選択科目、隣接科目群として政治学特殊授業１、政治学特殊授業２、会計学、統計学の選択科目を提供する。

④展開・先端科目群

本科目群は、先端的な法領域について基本的な理解を獲得することを目的とするが、併せて、法知識を批判的に検討・発展させていく創造的な思考力と、事実に即した具体的な問題解決に必要な法的分析・議論能力の育成、及び豊かな人間性の涵養・向上を目的とする。社会の様々な領域における法的ニーズの増大・多様化に対応できるための基礎教育を実施するものである。

本科目群として、知的財産法、独占禁止法、消費者法、企業法務、租税法、倒産法、国際取引法、情報法、比較憲法、環境法、地方自治法、医事刑法、経済刑法、国際法、国際私法、環境法、労働法、社会法総合演習、刑事政策、など、幅広い科目を選択科目として提供する。

４　教員組織の編成の考え方及び特色

（１）研究科に共通する教員組織の編成の考え方及び特色

法学政治学研究科では、法学的・政治学的な諸問題に対して、より先端的、独創的、また国際的な学問研究を行い、そういった学問的課題の発展に寄与しうる研究者、あるいは、これらの知見を備えた法曹をはじめとする専門職や高度専門職業人の養成を目指しており、専門分野で十分な研究業績のある研究者教員と法曹実務につき豊富な経験を有する実務家教員を配置している。開設時においては研究者専任教員 36 名と実務家専任教員４名（みなし専任２名を含む。）の計 40 名の専任教員を配置し、そのうち 16 名が博士の学位を有している。なお、定年に関する規定は別紙１公立大学法人首都大学東京教職員就業規則のとおり 65 歳である。

（２）専攻の教員組織の編成の考え方及び特色

（ア）法学政治学専攻

本専攻では、法律学分野及び政治学分野の各領域に、国際水準に見合った十分な研究業績を有する計 25 名の専任の教授又は准教授を配置して、法学政治学全般をカバーしている。専任教員の内訳は教授 13 名、准教授 12 名であり、開設時の年齢構成は、50 代 7 名、40 代 4 名、30 代 14 名となっている。また、専門分野別でみると、憲法１名、行政法１名、民法４名、商法２名、民事訴訟法１名、刑法１名、刑事訴訟法１名、知的財産法１名、国際法１名、基礎法学２名、政治学２名、行政学２名、政治外交史

２名、政治思想史２名、国際政治１名、比較政治１名となっており、各科目について、適切に指導することができる専任教員を配置している。

また、法曹養成専攻（法科大学院）の専任教員の一部も兼担として授業科目を担当し、協力して大学院学生の教育にあたることとしている。

なお、本学の教員の定年は 65 歳であり、本専攻において学年進行中に定年に達する専任教員はいない。

（イ）法曹養成専攻

法学政治学研究科法曹養成専攻設置時において、十分な教育上又は研究上の業績を有する研究者専任教員 11 名と、実務家専任教員４名（みなし専任２名を含む。）の計 15 名の専任教員を配置する。これは、専門職大学院設置基準及び文部科学省告示（平成 15 年第 53 号）の基準に合致するものである。

専任教員の内訳は教授 10 名、准教授 5 名であり、開設時の年齢構成は、60 代 4 名、50 代 4 名、40 代 3 名、30 代 4 名となっている。また、専門分野別でみると、憲法２名、行政法１名、民法３名、商法１名、民事訴訟法３名、刑法１名、刑事訴訟法２名、労働法１名、国際私法１名となっており、各科目について、適切に指導することができる専任教員を配置している。

そのほか、特色ある教育課程の編成のため、法学政治学専攻の専任教員の一部も兼担として授業科目を担当するとともに、弁護士等実務家を含む非常勤講師も授業科目を担当する。

５　教育方法、履修指導方法、（研究指導の方法）及び卒業要件（修了要件）

（１）教育方法

（ア）法学政治学専攻

法学政治学専攻の博士前期課程では、各授業科目における授業の方法は、基本的に、授業担当教員の裁量に委ねられるが、研究者及び高度専門職や公務員を養成するという教育目的に即して、法律学及び政治学の各分野における先端的な研究と直結する各領域の授業科目（法律学分野科目及び政治学分野科目）を演習形式で行うことを原則とし、学生が、批判的な検討を通じて、より高度の専門知識と研究手法を修得することに努める。さらに、演習科目（各分野の総合演習及び特別演習）により、関連・隣接する研究領域相互の学問的交流や研究情報の共有化、研究手法やプレゼンテーション能力の養成に努め、必要に応じて特別演習を開講して、論文作成のための個別指導に特化した指導を行う。

博士後期課程においては、研究者の養成に教育目的の重点を置き、上記授業科目及び演習科目を通じて、自ら設定した研究課題について、専門知識を深化させ、自立的で高度な研究を行う能力の養成に努める。

（イ）法曹養成専攻

法曹養成専攻では、各授業科目における授業の方法は、基本的に、授業担当教員の裁量に委ねられるが、法律基本科目をはじめ、法科大学院の実務法曹養成という使命に即した積極的な双方向・多方向型の授業方法を採用することで「学生に主体的・能動的に参加させる授業」を実施しており、専門的な法知識の修得は勿論のこと、単にそれに止まることなく、学生が現代社会における複雑な法律問題に対応することができるよう、法的分析能力・思考能力・批判的検討能力の養成に努めている。

なお、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行うことができるよう、必修科目については、クラスを２つに区分することにより、30 名未満の規模で授業が実施できるようにしている。

また、法曹養成専攻においては、専門職大学院設置基準、文部科学省告示（平成 15 年第 53 号）に基づき、履修科目登録の上限単位数を設けており、１年次あたりの履修科目登録の上限は 36 単位を基本としつつ、３年履修課程１年次は 40 単位まで、３年履修課程２年次は 38 単位まで、２年履修課程１年次は 42 単位まで、最終学年は 44 単位までの履修登録を可能としている。

（２）履修指導方法

（ア）法学政治学専攻

博士前期課程及び後期課程ともに履修指導及び研究指導は、入学時に決定する指導教員が個別に密度の濃い指導を行う。学生は、指導教員と相談の上、自らの研究課題と関連する領域の授業科目を中心に履修するとともに、指導教員の研究指導を受けながら、研究計画に従って研究を進める。

この過程では、関連する研究領域の教員も指導教員と同様に学生を指導する。特に、上述した各分野の「総合演習」において、学生は数か月の準備期間をかけて報告原稿を用意し、参加する全専任教員から指導を受けることとなる。

また、首都大学東京の前身である東京都立大学時代から年２回刊行している『法学会雑誌』において、大学院学生が研究成果を発表する場を設けている。

これらの履修指導及び研究指導を経て、博士前期課程は２年次の１月、博士後期課程は３年次の 10 月に学位論文の申請を受け付け、最終的には法学政治学研究科教授会において学位論文の審査を行う。

履修モデルは以下のとおりである。

＜政治学分野＞

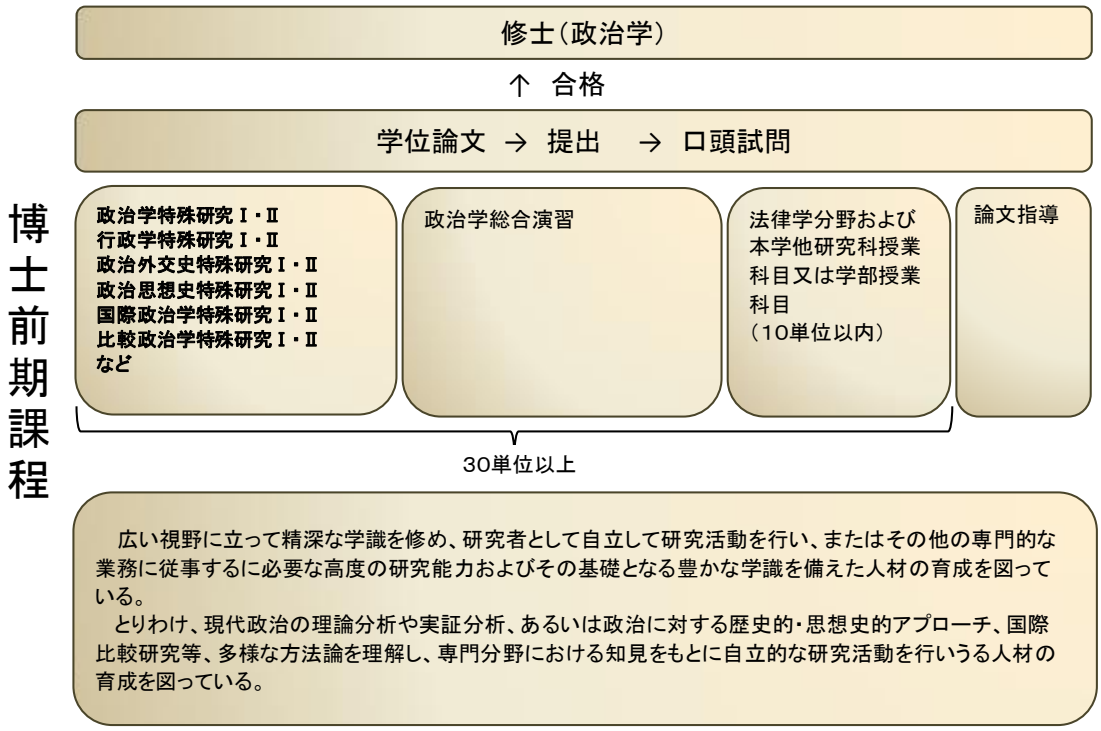

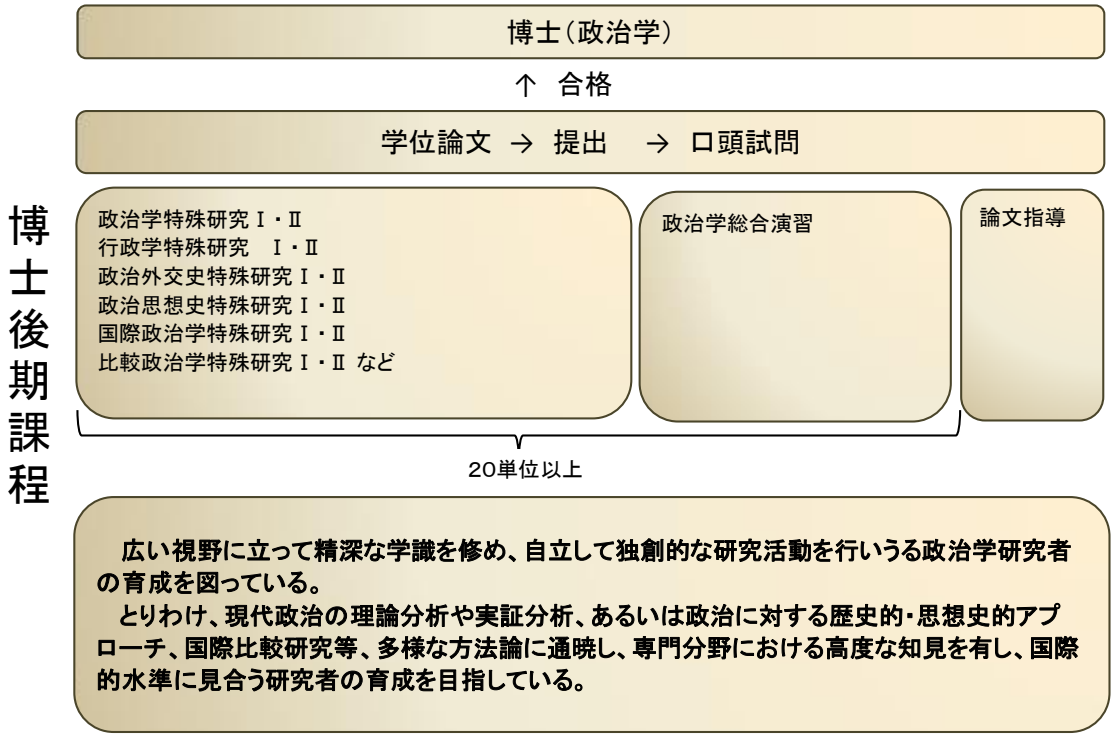

＜法律学分野＞

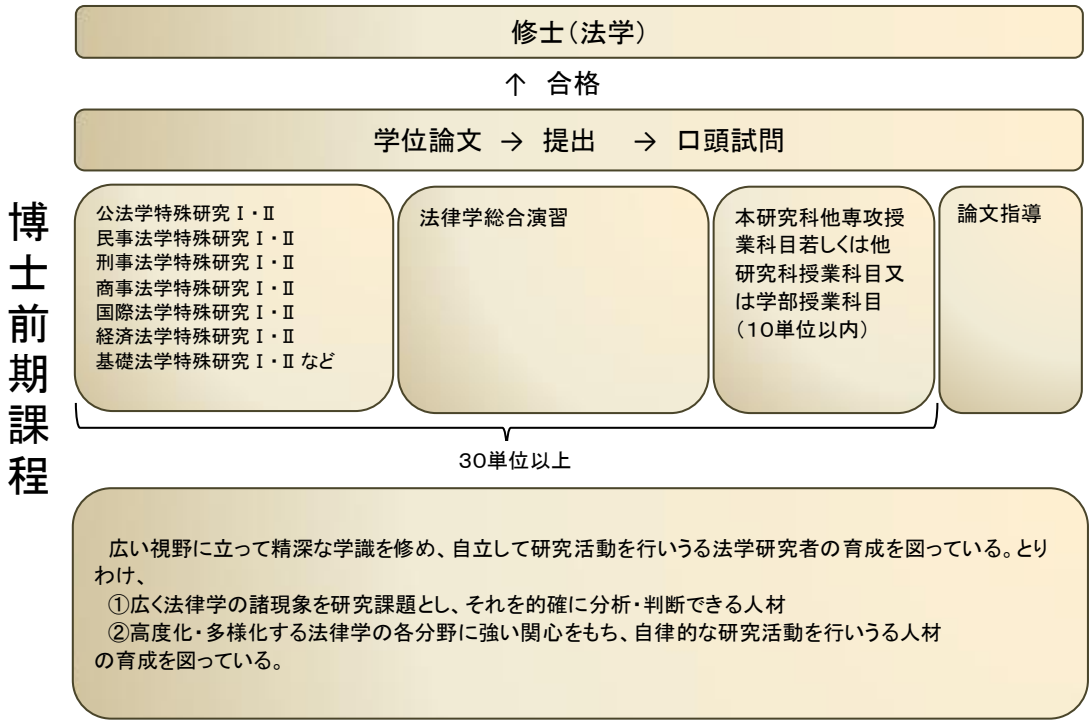

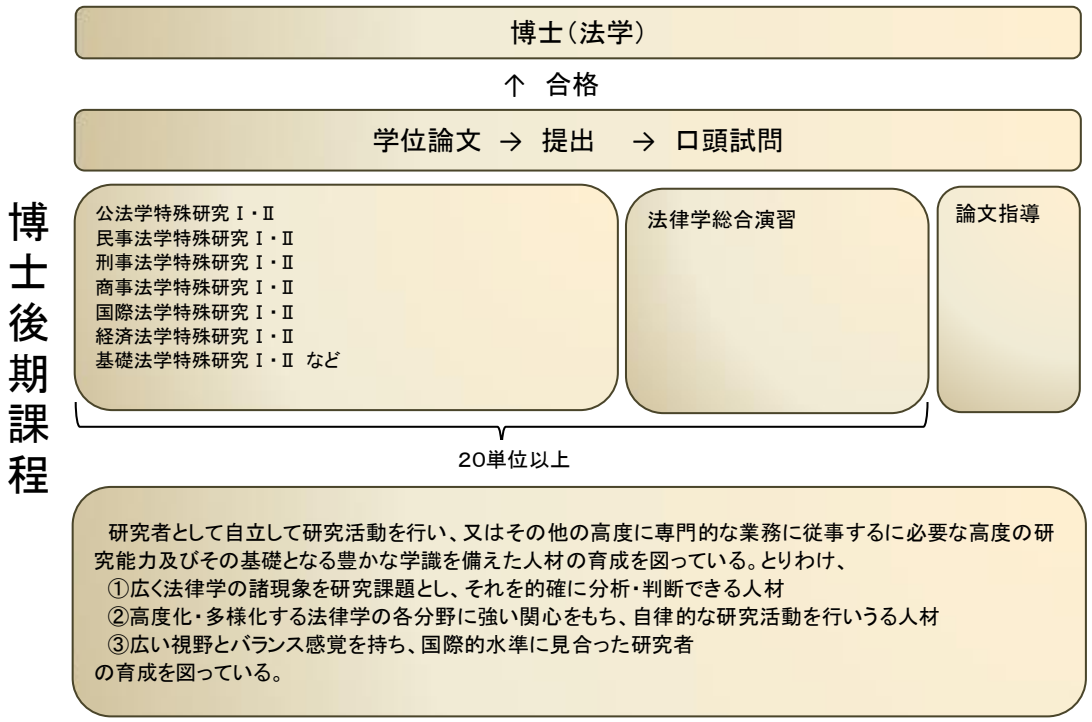

（イ）法曹養成専攻

法曹養成専攻においては、例年、３月初旬に入学予定者（３年履修課程１年次・２年履修課程２年次）及び３年履修課程２年次進級者に対しカリキュラムガイダンス（科目履修説明会）を実施しており、３年履修課程１年次向けには、公法系・刑事系・民事系の三系統について、また、２年履修課程１年次・３年履修課程２年次向けには、

公法・刑事法・民事法に加え、経済法などの選択科目の内容について各専任教員から説明がなされている。

また、在校生に対しては、毎年度、新年度が始まるまでに「履修案内・授業概要（シラバス)」を配布し、この中で、法科大学院における法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの意義を明記するとともに、履修モデルを示し、学生が履修計画を立てやすいように、配慮している。

そのほか、個別の学生に対する履修相談として年度当初に履修相談会を開催するほか、オフィスアワー（専任教員が毎週１コマ設定）の時間を活用して、学生が理念・目的に適った履修を実現することができるよう、十分な履修指導を行っている。

さらに、成績が不振な学生に対しては、個別に学生を呼び出し、専攻長または教務委員が個別の履修指導を行っている

履修モデルは別紙２のとおりである。

（３）学位論文の審査スケジュール、審査体制、公表方法等

〇学位論文の提出（博士前期課程１月上旬まで、博士後期課程１０月下旬まで）

学位申請を希望する者は指定された期日までに、学位申請に必要な申請書類を提出

〇審査委員会の設置（１月まで）

研究科長は、学位論文の申請があったときは、学理論文申請者ごとに審査委員会を設置する。審査委員は、学位申請者の指導教員を主査とし、研究科教授会を構成する教員の中から副査を２名以上決定する。ただし、研究科教授会が必要と認めたときは、他の研究科教員又は他の大学若しくは研究所等の教員等を審査委員にすることができる。

〇公聴会・審査会（２月中旬まで）

博士前期課程については、論文審査委員による審査会により行う。

博士後期課程については、公開形式の発表会により行う。

〇合否の決定（２月下旬まで）

研究科教授会において、審査会の報告に基づき、合否の決定を行う。

（４）修了要件

（ア）法学政治学専攻政治学分野

＜博士前期課程＞

・博士前期課程の学生は、2 年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士前期課程専攻所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。

・指導教授が教育上有益と認めるときは、30 単位のうち 10 単位以内に限り、法学政治学研究科の定める所により、法律学分野および本学の他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを充当することができる。

＜博士後期課程＞

博士後期課程の学生は、3 年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士後期課

程専攻所定の授業科目について 20 単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。

（イ）法学政治学専攻法律学分野

＜博士前期課程＞

・博士前期課程の学生は、2 年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士前期課程専攻所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。

・指導教授が教育上有益と認めるときは、30 単位のうち 10 単位以内に限り、各研究科の定める所により、当該研究科のほかの専攻の授業科目若しくは他の研究科の専攻の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを充当することができる。

・上記に定める修了要件のうち、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認めた者については、博士前期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。この場合において、当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

＜博士後期課程＞

・博士後期課程の学生は、3 年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、博士後期課程専攻所定の授業科目について 20 単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、最終試験を受けなければならない。ただし、在学期間に関しては、次項に該当する者を除き、特に優れた研究業績を上げたと認めた者については、博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

・首都大学大学院学則 30 条 3 項の規定に基づき、1 年の在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了にあっては、在学期間に関しては、当該研究科の教授会において優れた研究業績を上げたと認めた場合には、博士後期課程に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

（ウ）法曹養成専攻

必要な在学期間を満たし、正規の授業を受け、授業科目について３年履修課程は 97 単位（必修科目 64 単位を含む）以上、２年履修課程は 71 単位（必修科目 38 単位を含む）以上を修得しなければならない。

６　施設・設備等の整備計画

（１）校地、運動場の整備計画

法学政治学研究科法学政治学専攻は、現在の社会科学研究科法学政治学専攻のある南大沢キャンパスに設置する。南大沢キャンパスの校地については、420,046 ㎡を有し、大学設置基準を十分に満たしている。また、下表のとおり運動場や体育館、テニスコー

ト等についても校舎と同一の敷地内に設けているほか、キャンパス内に学生の休息その他に利用できる空き地も十分に備えている。

施設名	面積（㎡）	備考
体育館	5,057	アリーナ、プール、柔道場、剣道場等
陸上競技場	18,699	
野球場	12,422	
球技場	10,861	サッカー、ラグビー等
テニスコート	2,816	６面
和・洋弓場	242	
多目的運動場広場	5,502	バレーボールコート、ハンドボールコート
ゴルフ練習場	250	

法曹養成専攻は、現在の社会科学研究科法曹養成専攻のある晴海キャンパスに設置する。晴海キャンパスの校地については、1,687.30 ㎡を有し、大学設置基準を十分に満たしている。

新研究科の設置後も、キャンパス全体の収容定員に変更がないため、既存の校地・運動場等を活用することで十分に対応できるものと考えている。

（２）校舎等施設の整備計画

法学政治学専攻を置く南大沢キャンパスの校舎については 135,798 ㎡を有しており、大学設置基準を十分に満たしている。法学政治学専攻の教育課程を実施するために必要な施設として、演習室５室、自習室２室を整備しているほか、他学部等と共有の教室施設として、講義室 107 室、パソコン教室６室を整備している。

新設組織となる法学政治学研究科法学政治学専攻と既存組織である社会科学研究科法学政治学専攻の授業科目数、教室数、収容定員は以下のとおりであり、授業を実施する教室については、既存組織においても十分な室数を確保できていることから、新設組織においても支障はない。

＜科目数、教室数、入学定員＞

	科目数	教室数	収容定員
新設組織（法学政治学研究科法学政治学専攻）	64	118	24
既存組織（社会科学研究科法学政治学専攻）	64	118	24

なお、専任教員の研究室については、34 部屋を整備しており、法学政治学専攻のすべての専任教員分を確保している。

また、法曹養成専攻を置く晴海キャンパスの校舎については 9,869 ㎡を有しており、

法曹養成専攻の教育課程を実施するために必要な専用の施設として、講義室９室、演習室１室、実習室（模擬法廷）２室を整備しているほか、自習室13室を整備している。

新設組織となる法学政治学研究科法曹養成専攻と既存組織である社会科学研究科法曹養成専攻の授業科目数、教室数、収容定員は以下のとおりであり、授業を実施する教室については、既存組織においても十分な室数を確保できていることから、新設組織においても支障はない。

＜科目数、教室数、入学定員＞

	科目数	教室数	収容定員
新設組織（法学政治学研究科法曹養成専攻）	84	12	156
既存組織（社会科学研究科法曹養成専攻）	89	12	156

なお、専任教員の研究室については、17部屋を整備しており、法曹養成専攻のすべての専用教員に個室の研究室を与えることが可能となっている。さらに、非常勤職員のためにも共同研究室と講師控え室の２室を整備しており、授業準備等を円滑に行うことができるようにしている。

以上のことから、既存の校舎等の設備で、法学政治学研究科の教育課程を実施するに当たり、十分に対応できるものと考えている。

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

法学政治学専攻を置く南大沢キャンパスは付属図書館を設置しており、和書 517,945冊、洋書167,523冊の計685,468を所蔵している（平成28年３月31日時点）。なお、電子ジャーナルについても安定的な整備に努めており、Elsevier 社が提供する Science Direct や Wiley 社が提供する Wiley Online Library、Springer 及び Birkhauser など関連出版社が提供する Springer Link 等と契約し、現在利用可能な電子ジャーナルの総数は約11,900タイトルである。図書の選書は、教員推薦、学生希望及び司書職員による選書等を取りまとめ、図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に整備するための指針である「選書基準」に照らしながらそれぞれのニーズを反映させている。

シラバスに記載されている教科書、参考図書のほか、学部・研究科の教育に係る専門書などを系統的、集中的に整備・管理し、全学で所蔵している蔵書は、付属図書館のウェブサイトから「蔵書検索（OPAC）」システムによって検索可能にしている。また、平成22年度に機関リポジトリ「みやこ鳥」を開設し、本学の学術成果を収集・公表することで、教育研究に効率的に利用できるようにした。

付属図書館の閲覧席は、図書閲覧スペースに641席を設け、学生の学習スペースについては平成25年度にラーニングコモンズを開設し、メディアスペース（54席）、プレゼンテーションルーム（30席）、コミュニケーションスペース（80席）を整備している。

付属図書館のほか、南大沢キャンパス４号館には法学政治学研究科の図書室を有し、職員３名（専任司書１名、アルバイト２名）で、図書の受入保管等を行っている。法曹

養成専攻を置く晴海キャンパスにおいても、法曹養成専攻専用の図書室を設置しており、和書 41,440 冊、洋書 1,800 冊の計 43,240 冊を所蔵している（平成 28 年３月 31 日時点）。このほか、雑誌約 100 タイトル、他大学の法科大学院紀要、新聞のほか、法学関係のデータベースを備えており、専任司書２名が図書の受入保管等を行っている。

（４）大学院生の研究スペース

法学政治学専攻では、分野ごとに院生研究室を整備し、学生全員に個席を設けるとともに、学生が自由に利用できるデスクトップ型ＰＣも設置し、自主的な学習及び研究環境のスペースを整備している。

法曹養成専攻における自習室は、すべて法曹養成専攻の専用施設であり、すべての学生に対して個人席を設けるともに、学生同士の共同学習や演習等に活用するための自主ゼミ用の自習室も整備している。また、図書室に併設されているパソコン室には、学生が自由に利用できるデスクトップ型ＰＣを設置し、電子的な法情報の活用やインターネット上の法情報の収集等が可能となっている。

７　基礎となる学部との関係

本研究科は、平成 30 年度に設置する法学部を基礎とするものである。法学政治学専攻は、法学部法学科法律学コース及び政治学コースの教育分野を基礎とし、法曹養成専攻は法学部法学科法律学コースの教育分野を基礎とする。その教育研究領域は、別紙３の通りに関係しており、密接な連携を持って教育研究活動を行う。

また、法学政治学専攻と法曹養成専攻の専任教員の多くはそれぞれ法曹養成専攻、法学政治学専攻を兼担し、相互に協力して大学院教育にあたる体制を組んでおり、各法分野に対応した密度の高い大学院教育を維持することができる。

８　入学者選抜の概要

（１）求める学生像（アドミッション・ポリシー）

法学政治学研究科は、東京都立大学大学院社会科学研究科基礎法学専攻、政治学専攻、および法曹養成専攻の伝統を継承した、法学政治学専攻および法曹養成専攻の 2 つの専攻から構成される。法学政治学専攻では、広い視野に立って精深な学識を究め、真摯な情熱を備え、学界を牽引し、あるいは国際的水準に達した法学研究者および政治学研究者の養成、また、高度な知識、理解を有する専門的職業人・公務員を志す人材の育成を目的とする。法曹養成専攻では、東京をはじめとする大都市における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応し、解決する高度な能力を備えた法曹の養成を目的とする。

（２）入学者選抜の基本方針

法学政治学研究科では、一般入試のほか、特別選抜入試を実施し、本研究科のアドミッション・ポリシーに合致した多様な人材を選抜する。

（ア）法学政治学専攻法律学分野（博士前期課程）

①理念

法学政治学専攻法律学分野博士前期課程は、東京都立大学大学院社会科学研究科基礎法学専攻修士課程の伝統を継承し、広い視野に立って精深な学識を究め、学界を牽引しうる法学研究者になるための基礎的な能力を持った人材、および高度な知識、理解を有する専門的職業人・公務員を志す人材の育成を目的とする。

②求める学生像

１．広く法律学の諸現象を研究課題とし、それを的確に分析・判断する能力を有する人

２．高度化・多様化する法律学の各分野に関心を持ち、自立的な研究活動を行いうる能力を有する人

３．広い視野とバランス感覚を持ち、国際的水準に見合った研究者となりうる能力を有する人

４．法律学の高度な知識、理解を有する専門的職業人・公務員を志す人

③入学者に求める能力

１．志望分野に関する専門的知識及び法律学全般にわたる広い知識

２．志望分野において、広く法律学に関する諸現象から研究課題を発見し、それを分析・判断する能力

④入学者に求める能力の評価方法

（夏季試験）

＜一般入試＞

一般入試においては、筆記試験と口頭試問を行う。筆記試験は専門分野に関する知識や論述力、語学力を判定し、口頭試問では論理的な思考力を重視して判定する。

書類審査、筆記試験、口頭試問により、上記能力や専門性について総合的に判定する。

＜外国人特別選抜入試＞

外国人特別選抜入試においては、筆記試験と口頭試問を行います。筆記試験は、日本法および専門分野に関する知識や論述力を判定し、口頭試問では論理的な思考力を重視して判定する。

書類審査、筆記試験、口頭試問により、上記能力や専門性について総合的に判定する。

（冬季試験）
同上

（イ）法学政治学専攻法律学分野（博士後期課程）

①理念

法学政治学研究科法学政治学専攻法律学分野博士後期課程は、東京都立大学大学院社会科学研究科基礎法学専攻博士課程の伝統を継承し、広い視野に立って精深な学識を究め、学界を牽引しうる法学研究者の養成を目的とする。

②求める学生像

1．広く法律学の諸現象を研究課題とし、それを的確に分析・判断する基礎的能力を有する人
2．高度化・多様化する法律学の各分野に関心を持ち、自立的な研究活動を行いうる基礎的能力を有する人
3．広い視野とバランス感覚を持ち、国際的水準に見合った研究者となりうる能力を有する人

③入学者に求める能力

1．志望分野に関する深い専門的知識
2．法律学全般にわたって、その研究を通じて精深な学識を究め、学界を牽引しうる能力
3．志望分野において、広く法律学に関する諸現象から研究課題を発見し、それを分析・判断する能力

④入学者に求める能力の評価方法

（冬季試験）

＜一般入試＞

一般入試においては、筆記試験と口頭試問を行う。筆記試験では語学力を判定し、口頭試問では論文を審査対象とするほか、論理的な思考力を重視して判定する。

書類審査、論文、筆記試験、口頭試問により、上記能力や専門性について総合的に判定する。

（ウ）法学政治学専攻政治学分野（博士前期課程）

①理念

法学政治学研究科法学政治学専攻政治学分野は、東京都立大学大学院社会科学研究科政治学専攻の伝統を継承しており、広い視野、真摯な情熱、深い学識を備えた国際的水準の研究者の養成に加えて、高度な知識を有する専門的職業人・公務員を志す人材の育成を目的とする。

②求める学生像

１．政治の諸現象に関心を持ち、それを広い視野で捉えることができる人

２．政治学研究者になるという目的意識の下で勉学に努める意志を有し、研究者を目指す人

３．政治学の基礎的な教養をもち、高度な知識を有する専門的職業人・公務員を志す人

③入学者に求める能力

１．政治学全般にわたる広い知識

２．政治学分野において、自らが主体的に問題を発見し、課題を解決する能力

④入学者に求める能力の評価方法

（夏季試験）

入試には一般入試と特別入試があり、それぞれの選抜に相応の評価方法（書類審査、学力試験、面接試験）により、専門知識や研究能力を総合的に判定する。

（冬季試験）

同上

（エ）法学政治学専攻政治学分野（博士後期課程）

①理念

法学政治学研究科法学政治学専攻政治学分野は、東京都立大学大学院社会科学研究科政治学専攻の伝統を継承しており、広い視野、真摯な情熱、深い学識を備えた国際的水準の研究者の養成を目的とする。

②求める学生像

政治学研究者になるという明確な目的意識の下で研鑽する意志を有し、研究者を目指すのにふさわしい知識と能力を有する人

③入学者に求める能力

１．政治学全般にわたる広い視野及び志望領域の深い専門知識

２．志望領域において、独創的な研究課題を自ら設定し、課題を解決する能力

④入学者に求める能力の評価方法

（冬季試験）

一般入試において、書類審査、学力試験及び面接試験により、専門知識や研究能力を総合的に判定する。

（オ）法曹養成専攻

①理念

首都大学東京法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することにある。

首都東京は、大小の企業が多数存在し、東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市である。

このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指す。

②求める学生像

首都大学東京法科大学院の理念に基づき、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握したうえで分析・判断するための論理的思考力を有するとともに、それを的確に表現することのできる人

③入学者に求める能力

１．社会現象への関心

２．社会現象を的確に把握・分析・判断する論理的思考力

３．自己の思考を的確に表現することができる能力

④入学者に求める能力の評価方法

（夏季試験）

＜３年履修課程＞

入学者選抜では、第１次選抜（書類審査）、第２次選抜（小論文試験）、第３次選抜（口頭試問）を行い、それぞれの段階において上記能力について、総合的に判定する。

＜２年履修課程＞

入学者選抜では、第１次選抜（書類審査）、第２次選抜（論述及び短答式試験）、第３次選抜（口頭試問）を行い、それぞれの段階において上記能力について、総合的に判定する。

（３）募集人員

ア　法学政治学専攻博士前期課程　　6 人

イ　法学政治学専攻博士後期課程　　4 人

ウ　法曹養成専攻　3 年履修課程　10 人

　　2 年履修課程　42 人

（４）入学者選抜体制

法学政治学専攻の入試は専任教員・各部局事務スタッフによって実施し、法学政治学研究科教授会にて入学許可者の決定を行う。各段階で情報は厳重に管理され、面接は全教員が参加する極めて厳格な手続で行われる。

法曹養成専攻の入試は、入試委員会が「法科大学院における入学試験実施に関する準

則」に従い入学者選抜の実施に関する事項を所管し、専任教員、専攻事務スタッフにより実施する。入学試験問題の作成に当たっては、出題者会議が入試問題の審査を行う体制をとっている。入学試験合格者の内定は、出題者及び入試担当委員により構成される会議及び専攻会議による判定に基づき、法学政治学研究科教授会が行う。

９　取得可能な資格

法曹養成専攻を修了した者は、修了後５年間の司法試験の受験資格を得る。

資格の名称	資格の種類	資格取得の形態
司法試験	国家資格	受験資格

１０　２以上の校地において教育研究を行う場合

本研究科では、法学政治学専攻についての教育研究は南大沢キャンパス、法曹養成専攻については晴海キャンパスで行うこととしており、それぞれに必要な専任教員を配置している。各専攻に所属する学生の教育研究については、各キャンパスで完結しており、学生は移動することなく必要な教育研究を受けることができる。各キャンパスとも、充実した施設設備を整備しており、両専攻に固定席の自習スペースを設置され、特に晴海キャンパスには２つの模擬法廷教室を設ける等、教育内容に合わせた設備となっている。

各専攻を兼担する教員の移動については、晴海キャンパスと南大沢キャンパスとの間は、約 80 分の移動時間を要するが、各教員が同日中に両キャンパス間を移動する必要のないよう、基本的にはカリキュラムの編成や時間割等の作成において、教員が効率的に授業を行えるよう十分に配慮している。

１１　管理運営

教学面における管理運営の体制については、以下のとおりである。

（１）教育研究審議会

目 的 ：教育研究に関する重要事項を審議するために設置

構 成 ：学長、事務局長、理事、学部長、大学教育センター長、 国際センター長、オープンユニバーシティ長、学術情報基盤センター長、総合研究推進機構長

審議事項：

① 中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項

② 教育研究に係る重要な規程の制定及び改廃に関する事項

③ 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関する事項
④ 教育研究に係る自己点検及び評価に関する事項
⑤ 教育課程の編成に係る方針に関する事項
⑥ 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項
⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項
⑧ その他教育研究に関し、学長が重要と認める事項

開催頻度：原則として月２回開催

（２）研究科教授会

目 的 ：学長が教育研究に関する事項について決定を行うに当たり、各教授会の所掌事項について意見を述べるために設置。教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、次に掲げる教育研究に関する事項を審議するために設置。

構 成 ：当該研究科に所属する教授
必要に応じ、当該研究科の准教授、助教授、その他教職員を加えることができる。

審議事項：
① 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関すること及び学位の授与に関する事項
② 教育課程の編成に関する事項
③ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項のうち、当該組織に係る事項
④ その他教育研究に関する重要な事項

開催頻度：原則として月１回程度

（３）専攻会議（法曹養成専攻）

目 的：法科大学院の教育・研究内容等に関する事項を審議するために設置

構 成：法曹養成専攻の専任教員(みなし専任を含む)

審議事項：
① 法科大学院における学生の入学、過程の修了その他学生の在籍に関する事項
② 法務博士（専門職）に学位の授与に関する事項
③ 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項
④ 法科大学院における研究活動に関する事項
⑤ その他法科大学院の運営に関し、必要な事項

開催頻度：原則として月１回程度

（４） 各種運営委員会（教学面における事項について審議するための委員会）

目 的： 学長が教育研究に関する事項について決定を行うに当たり、各委員会の所掌事項について意見を述べるために設置

委員会：教務委員会、入試委員会、ＦＤ委員会、学生委員会、キャリア支援委員会、 等

構成及び審議事項： 各委員会規程に定めるとおり

開催頻度： 必要に応じて開催

１２　自己点検・評価

本学の教育研究上の目的に照らして、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び使命の達成に寄与することを目的として、自己点検・評価を実施している。

本学の自己点検・評価は、原則として２年単位で重点テーマを設定し実施している。平成 23・24 年度は「研究」、平成 25・26 年度は「国際化」及び「教育」を重点テーマとし、テーマに関する項目を重点的に点検・評価した上で、改善を要する点とした事項については、改善計画を策定し、改善に取り組んできた。

これらの自己点検・評価は、学長を委員長、各部局長及び事務組織の部長等を委員とする「自己点検・評価委員会」が実施している。学長自らが委員長として全学の自己点検・評価を行うことにより、自主的・自律的に教育研究の質の確保に資する内部質保証の体制を構築している。各学部・研究科においては、自己点検・評価委員会部会を設置し、全学の自己点検・評価に関する基本方針、基準、項目等を踏まえ、学部・研究科の特性に応じて、自己点検・評価を実施する。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、第三者評価として、大学機関別認証評価を受審している。平成 22 年度及び平成 28 年度に受審した、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価では、「大学評価基準を満たしている」との評価を受けており、同評価における指摘事項についても、改善計画を策定し、教育の質向上のために全学的に取り組んでいる。さらに、中期計画及び年度計画に関する進捗や成果等について、東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会による評価を毎年度受けている。

なお、自己点検・評価結果及び認証評価結果は本学ホームページに、東京都地方独立行政法人評価委員会公立分科会による評価結果は、公立大学法人首都大学東京ホームページにそれぞれ公表している

１３　認証評価（専門職大学院）

（１）認証評価を受ける計画等の全体像

専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について、５年以内ごとに認証評価を受けることが法令で義務付けられている。

本研究科法曹養成専攻では、前身となる社会科学研究科法曹養成専攻において、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価を５年ごとに受審しており、直近では平成25年度に受審している。設置後は、平成30年度に受審する予定であり、そのための計画はおおむね次のとおりである。

平成29年４月：学内体制整備、目標・計画の進捗状況のデータ蓄積開始
平成29年６月：認証評価機関との協議（評価基準や評価の実施方法等）
平成29年９月：認証評価申請書の提出

（２）認証評価を受けるための準備状況

法曹養成専攻においては、法科大学院自己点検・評価委員会を中心に毎年度、自己点検・評価を行っている。また、前回の平成25年度の認証評価以降、毎年度、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に年次報告書を提出している。

次回認証評価を受審するにあたっては、法科大学院自己点検・評価委員会と晴海キャンパス事務室とが連携して準備を進めていく。

（３）認証評価を確実に受けることの証明

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対して、平成30年度に認証評価を受審する意向を示しており、今後も密接に相談を行う予定である。（別紙４）

１４　情報の公表

公立大学として都民への説明責任を果たすとともに、教育研究活動の質の向上及びその成果を地域社会に広く還元するため、法人の運営に関する情報や教育研究に関する情報などを、積極的に公表している。

これらの情報については、大学案内等各種刊行物のほか、本学公式ホームページにおいて公表しており、学校教育法施行規則第172 条の２に基づく教育研究に関する情報については、教育情報の公表に関するページ（http://www.tmu.ac.jp/kyouikujouhoutop.html）を設け、以下の事項について公表している。

① 大学・大学院（各学部・研究科含む）の目的に関すること
② 教育研究上の基本組織に関すること
③ 教員組織、教員数及び各教員が有する学位及び業績等に関すること
④ 入学者受入方針（アドミッションポリシー）、入学者数、収容定員・在学生数及び卒業後の進路状況等に関すること
⑤ 授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業計画並びに履修モデル等に関すること
⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業・修了の認定基準に関すること
⑦ 本学の施設・設備、交通アクセス及び学生の課外活動に関すること
⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
⑨ 学生の修学、学生生活、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

また、自己点検・評価報告書、認証評価結果、法人評価結果、学則等各種規程等についても、以下のとおり本学及び法人の公式ホームページで公表している。

・自己点検･評価報告書
（http://www.comp.tmu.ac.jp/hyoka/jikoten/index.html）
・認証評価結果

(http://www.comp.tmu.ac.jp/hyoka/ninsyo/index.html)

・法人評価結果

(http://www.houjin-tmu.ac.jp/about/guideline/reports.html)

・学則等各種規程等

(http://education.joureikun.jp/tmu/index.htm)

１５　教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、全学のＦＤ委員会及び大学教育センターが中心となって、授業の方法をはじめとした教育活動のさらなる改善を図るため、幅広い教育支援を展開するとともに、活動の効果を検証し、時宜にかなった企画の充実に努めている。主な取組は以下のとおりである。

○ 研修・セミナーの開催

教育改革における主要なテーマや授業方法についての理解を深めることを目的として、ＦＤセミナーを開催し、外部の専門家による講演や本学教員の活動紹介、討論会等を行っている。また、導入研修としての新任教員研修や、教員と職員が合同で大学教育について考えるＦＤ・ＳＤセミナーを開催している。

○ 広報活動

ＦＤセミナー等の講演内容や授業改善アンケート結果の考察等、一年間のＦＤ活動をまとめた冊子『クロスロード』を年１回発行している。また、学生向けにリーフレット『Study+』を発行し、アンケート結果とともに教員の取り組みや学修支援に関する情報を紹介している。

法学政治学研究科においても、以下の取組を行っていく。

（１）法学政治学専攻

本専攻ではこれらの活動に積極的に参加するほか、分野ごとのスタッフミーティングで大学院教育及び研究指導に関する意見交換を行うなど、授業の内容及び方法等の改善に取り組む。また、全教員及び大学院学生が参加する研究会形式の授業「総合演習」を行うことで、全体としての教育研究水準のさらなる向上に向け、相互刺激に努める。

（２）法曹養成専攻

法曹養成専攻においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、原則として月１回、法科大学院の授業担当教員を構成員とするＦＤ会議を開催し、そこで教育改善に関する事項を審議し、専攻長が決定することによって、教育内容の改善等を組織的かつ継続的に実施する。

また、各専任教員が他の教員が実施する講義を見学する制度を設け、授業見学結果は、見学後に開催されるＦＤ会議において報告する。これにより、授業見学の成果を教員間で共有し、講義の方法や内容を改善するための情報が蓄積される。

さらには、全科目・全教員を対象とする学生授業評価アンケートを前期末及び後期末

に実施し、科目毎・教員毎の結果については、法曹養成専攻長が全体を把握し、ＦＤ委員長も兼ねた法曹養成専攻長から各教員に結果を伝え、要改善事項等について個別に指摘・指導を行い、教員の講義の改善に活かす。

別紙一覧

1	公立大学法人首都大学東京就業規則	1
2	履修モデル	15
3	教育研究の柱となる領域のつながりについての説明図	17
4	法科大学院認証評価に係る意向調査について（回答）	18

○公立大学法人首都大学東京教職員就業規則

（平成17年度法人規則第21号　制定　平成17年4月1日）

改正　平成17年法人規則第150号　平成18年3月31日17法人規則第229号
平成19年3月30日18法人規則第43号　平成20年3月31日19法人規則第45号
平成21年3月31日20法人規則第49号　平成23年3月30日22法人規則第63号
平成25年2月26日24法人規則第35号　平成25年11月27日25法人規則第10号
平成26年7月4日26法人規則第1号　平成27年12月25日27法人規則第29号
平成28年3月15日27法人規則第51号　平成28年12月27日28法人規則第9号

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　人事
第1節　採用（第3条－第7条）
第2節　任期（第8条）
第3節　評価（第9条）
第4節　昇任・降任（第10条・第11条）
第5節　異動（第12条）
第6節　休職（第13条－第20条）
第7節　結核休養（第21条）
第8節　退職（第22条－第24条）
第9節　解雇（第25条－第27条）
第10節　退職後の責務（第28条・第29条）
第3章　服務規律（第30条－第41条）
第4章　勤務時間、休日、休暇等（第42条）
第5章　給与（第43条）
第6章　退職手当（第44条）
第7章　研修（第45条）
第8章　表彰（第46条）
第9章　懲戒処分等（第47条－第51条）
第10章　安全及び衛生（第52条－第59条）
第11章　出張（第60条）
第12章　旅費（第61条）
第13章　福利厚生（第62条）
第14章　災害補償（第63条）
第15章　発明等（第64条）
第16章　適用除外（第65条）
第17章　雑則（第66条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）に勤務する教職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2　教職員の就業に関し、労働協約、この規則及びこれに付随する諸規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条　この規則は、法人に常時勤務する教員(以下「教員」という。)及び職員(以下「職員」という。この規則において、以上を総称して「教職員」という。)に適用する。ただし、教員の就業に関し公立大学法人首都大学東京教員の就業に関する規則(平成17年度法人規則第139号)に定めのある事項については、同規則の定めるところによる。

2　東京都又はその他の団体から派遣された職員のうち常時勤務する職員については、前項の規定にかかわらず、法人と東京都又は当該団体との間で締結する取決書に記載がある事項については、当該取決書の記載に従い、記載がない事項については、この規則を適用する。

(平17規則150・平17規則229・一部改正)

第2章　人事

第1節　採用

(採用)

第3条　教職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

(労働条件の明示)

第4条　教職員の採用に際しては、採用をしようとする教職員に対し、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

(1)　給与に関する事項

(2)　就業の場所及び従事する職務に関する事項

(3)　雇用契約の期間に関する事項

(4)　始業及び終業の時刻、所定勤務時間(第4章で定める所定勤務時間をいう。以下同じ。)を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(5)　退職に関する事項

(試用期間)

第5条　新たに採用した者については、採用の日から6月を試用期間とする。ただし、理事長が特に認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

2　前項の試用期間は、理事長が特に必要と認めた場合、6月の範囲で期間を定め延長することができる。

3　試用期間は、勤続期間に通算する。

4　試用期間中の教職員は、勤務成績が不良なこと、心身に故障があることその他の事由により引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、解雇され、又は試用期間満了時に本採用を拒否されることがある。ただし、採用後14日を超える教職員にあっては、第25条の規定による。

(平17規則229・一部改正)

(提出書類)

第6条　教職員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。ただし、法人が別に指示する場合はその一部を省略することができる。

(1)　履歴書(写真添付のもの)

(2)　卒業証明書等

(3)　資格に関する証明書

(4)　住民票記載事項証明書

(5)　その他法人が必要と認める書類

2　前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、教職員は、所要の書類により、その都度速やかに届け出なければならない。

(平17規則229・一部改正)

(採用時の配置)

第7条　採用時の配置は、法人の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

第2節　任期

(任期)

第8条　教員の任期は、別に定める公立大学法人首都大学東京大学教員の任期に関する規則(平成17年度法人規則第14号。以下「大学教員任期規則」という。)又は公立大学法人首都大学東京高等専門学校教員の任期に関する規則(平成19年度法人規則第41号。以下「高専教員任期規則」という。)による。

2　職員の任期は、別に定める公立大学法人首都大学東京職員の任期に関する規則(平成17年度法人規則第136号)による。

(平17規則229・平19規則45・平26規則1・一部改正)

第3節　評価

(勤務評定)

第9条　法人は、教職員の勤務成績について、評定を実施する。

2　評価に関し必要な事項については、別に定める。

(平17規則229・一部改正)

第4節　昇任・降任

(昇任)

第10条　教職員の昇任(上位の職位に就けることをいう。)は、業績及び職務遂行能力の総合的な評価により行う。

(降任)

第11条　教職員が次の各号の一に該当する場合、降任することがある。

(1)　勤務成績が不良のとき。

(2)　心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3)　その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠くとき。

(4)　本人が希望し、これを理事長が認めたとき。

2　職員の降任に係る手続については、別に定める公立大学法人首都大学東京職員の降任及び解雇手続に関する規則(平成17年度法人規則第142号。以下「降任及び解雇手続規則」という。)による。

(平17規則150・平17規則229・一部改正)

第5節　異動

(異動)

第12条　業務の都合により、教職員に配置換、就業の場所の変更、兼務及び出向(以下「配置換等」という。)を命ずることがある。

2　配置換等を命ぜられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3　出向を命ぜられた教職員の取扱いについては、別に定める公立大学法人首都大学東京教職員出向規則(平成17年度法人規則第22号)による。

(平17規則229・一部改正)

第6節　休職

(休職)

第13条　教職員が次の各号の一に該当すると理事長が認めるときは、これを休職にすることができる。

(1)　刑事休職　教職員が刑事事件に関して起訴され、法人の業務に相当期間就労できないと見込まれるとき。

(2)　病気休職　心身の故障により長期の休養を要し、法人の業務に相当期間就労できないと見込まれるとき。

(3)　外国政府等機関の業務に従事するための休職　外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その教職員の職務と関連があると理事長が認めるそれらの機関の業務に従事するため、法人の業務に相当期間就労できないと見込まれるとき。

(4)　災害による生死不明、所在不明の休職　水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり、法人の業務に相当期間就労できないと見込まれるとき。

(5)　調査・研究のための休職　学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設においてその教職員の職務に関連があると理事長が認める学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するため、法人の業務に相当期間就労できないと見込まれるとき。

(6)　学術休職　外国の大学院等において職務に関連があると理事長が認める学術を専攻するため、法人の業務に相当期間就労できないと見込まれるとき。

(7)　その他休職　前各号に掲げるもののほか、理事長が休職にすることが適当と認めるとき。

2　前項の規定は、第5条に定める試用期間中の教職員には適用しない。

(平17規則229・一部改正)

(休職の期間)

第14条　前条第1項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

2　前条第1項第2号から第7号までの規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じいずれも3年(第5号及び第6号の規定に該当する場合にあっては2年。以下この項において同じ。)を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

(平17規則229・一部改正)

(休職の効力)

第15条　休職は発令をもってその効力を生じ、又は失効する。

(休職事由の消滅)

第16条　教職員が第13条第1項に掲げる事由のうち第2号を除く各号に定める事由により休職となった場合において、休職事由が消滅したときは直ちに届け出なければならない。

2　第13条第1項第2号に定める事由により休職となった場合における当該教職員の復職については、医師の診断書等に基づき判断する。

3　前項に定める医師は、法人が指定することができる。

(平17規則229・平22規則63・一部改正)

(復職)

第17条　休職の期間が満了したときは、教職員は復職するものとする。

2　休職中の教職員の休職事由が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、教職員は復職するものとする。

3　復職する場合、休職前の職務と異なる職務に就かせることがある。

4　第1項の規定は、第13条第1項第1号に掲げる事由により休職となった者について、当該休職事由が消滅するまでの間に第9章各条に基づいて懲戒処分を行うことを妨げるものではない。

第18条　削除

(平17規則229・削除)

(休職期間の例外)

第19条　雇用契約の期間の定めのある教職員の雇用契約の期間満了日が休職期間満了日より先に到来するときは、第14条各号に定める休職期間にかかわらず、当該雇用契約の期間満了日をもって休職期間満了日とする。

2　前項の規定により休職期間の満了となった者と雇用契約を更新し、当該教職員が引き続き当該雇用契約の始期となる日以降も休職となるときの当該雇用契約の更新後の休職期間は、当該雇用契約を更新する前の休職の期間と通算して第14条各号に定める期間とする。

（平17規則150・一部改正）

（勤続期間の取扱い）

第20条　休職期間は、別に定めがある場合を除き、勤続期間に通算しない。

（平17規則150・一部改正）

第7節　結核休養

（結核休養）

第21条　教職員（第5条に定める試用期間中の者及び第13条第1項第1号に定める刑事休職期間中の者を除く。）は、結核性疾患となったときは、次の各号に定める期間のうち休養を要する程度に応じ個々の場合について理事長が必要と認める期間（以下「休養期間」という。）、休養することができる。

(1)　勤続1年未満の者　普通休養期間は、勤務日数に相当する期間とする。ただし、90日に満たない者は90日とする。特別休養期間は、次の1年以内とする。

(2)　勤続2年未満の者　普通休養期間は2年以内とする。特別休養期間は、次の1年以内とする。

(3)　勤続3年未満の者　普通休養期間は、2年4月以内とする。特別休養期間は、次の8月以内とする。

(4)　勤続4年未満の者　普通休養期間は、2年8月以内とする。特別休養期間は、次の4月以内とする。

(5)　勤続5年未満の者　普通休養期間は、3年以内とする。特別休養期間は、次の2月以内とする。

(6)　勤続10年未満の者　普通休養期間は、3年以内とする。特別休養期間は、次の4月以内とする。

(7)　勤続10年以上の者　普通休養期間は、3年以内とする。特別休養期間は、次の6月以内とする。

2　休養者は、療養に専念し、かつ、休養に関する法人の指示に従わなければならない。

3　勤務可能の認定を受けて勤務に服し、1年以内に結核性疾患により再休養する場合の休養期間は、前に休養した期間と通算して第1項各号に定める期間に達するまでとする。

4　勤務可能の認定を受けて勤務に服し、1年を超え2年以内に結核性疾患により再休養する場合には、前の休養についての第1項各号に定める休養期間から、既に休養した期間を控除した期間に次の各号に定める休養期間を附加することができる。ただし、残存休養期間と附加休養期間を合した期間が第1項各号に定める期間を超えることはできない。

(1)　復務後の勤務期間1年6月以内　3月以内

(2)　復務後の勤務期間2年以内　6月以内

5　前項の規定により附加された期間は、特別休養期間として取り扱う。

6　勤務可能の認定を受けて勤務に服し、2年を超えてから結核性疾患による再休養する場合の休養期間については、第1項に定めるところによる。

7　第19条の規定は、結核休養に準用する。この場合において、同条中「休職」とあるのは「休養」と、「第14条各号」とあるのは「第1項各号」と読み替えるものとする。

8　結核休養に関しその他必要な事項については、理事長が定める。

（平17規則150・平17規則229・一部改正）

第8節　退職

（自己都合退職）

第22条　教職員は、退職しようとするときは、特別の事由がある場合を除き、退職しようとする日の30日前までに、退職届を提出しなければならない。

（定年による退職）

第23条　雇用契約の期間の定めのない教員の定年年齢は、65歳とする。

2　雇用契約の期間の定めのない職員（次項に定める者を除く。）の定年年齢は、60歳とする。

3　公立大学法人首都大学東京職員の任期に関する規則（平成17年度法人規則第136号。以下「職員任期規則」という。）第5条の規定により雇用契約の期間の定めのない職員になった者の定年年齢は、65歳とする。

4　第2項により定年退職となる職員が、定年後も法人に引き続き雇用されることを希望した場合において、第24条及び第25条に該当しないときは、その者が65歳に達した日以後における最初の3月31日まで雇用する。第2項により定年退職となった職員（この項前段の規定により定年後も法人に引き続き雇用された後に退職した者を含む。）が、法人に雇用されることを64歳に達する日以後における最初の3月31日までの間に希望した場合も、同様とする。

5　第1項から第3項までの教職員は、それぞれ当該各項に定める定年年齢に達したときは、定年年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

6　理事長は、特に必要と認められる教職員について、第1項から第3項までの規定にかかわらず、別に定めることができる。

（平17規則229・平19規則45・平20規則49・平22規則63・平25規則10・平26規則1・平27規則29・一部改正）

第23条の2　大学教員任期規則第6条第2項の規定により同規則第6条第1項に定める年齢に達する日以後最初の3月31日を超えて雇用された教員が、同規則第7条の規定により雇用契約の期間の定めのない教員となった場合の退職日は、当該定めのない教員となった日以後最初の3月31日とする。

2　高専教員任期規則第6条第2項の規定により同規則第6条第1項に定める年齢に達する日以後最初の3月31日を超えて雇用された教員が、同規則第7条の規定により雇用契約の期間の定めのない教員となった場合の退職日は、当該定めのない教員となった日以後最初の3月31日とする。

3　職員任期規則第4条第2項の規定により同規則第4条第1項第1号に定める年齢に達する日以後最初の3月31日を超えて雇用された職員が、同規則第5条の規定により雇用契約の期間の定めのない職員となった場合の退職日は、当該定めのない職員となった日以後最初の3月31日とする。

（平26規則1・追加）

（その他の退職）

第24条　教職員が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

(1)　定められた雇用期間が満了したとき　雇用契約期間満了日

(2)　法人の役員に就任するとき　就任日の前日

(3)　死亡したとき　死亡日

2　前項第1号の規定は、雇用契約を更新するときは適用しない。

（平17規則150・平17規則229・平20規則49・一部改正）

第9節　解雇

（解雇）

第25条　教職員が次の各号の一に該当する場合は、これを解雇することができる。

(1)　勤務成績が不良なとき。

(2)　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
(3)　第13条第1項第1号、第2号、第4号若しくは第7号の休職をした者又は第21条の結核休養となった者が休職又は休養の期間を満了したにもかかわらず、なお、休職事由又は休養事由が存在するとき。
(4)　その他職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠くとき。
(5)　業務上又は経営上やむを得ないとき。

2　教職員が次の各号の一に該当する場合は、これを解雇する。ただし、職員については、第2号に該当する場合であって、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された場合には情状により、又は第3号に該当する場合には、当該職員を解雇しないことができる。
(1)　成年被後見人又は被保佐人となったとき。
(2)　禁錮以上の刑に処せられたとき。
(3)　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したとき。

3　前2項の規定による解雇を行う場合においては、少なくとも30日前にその予告をするか、又は労基法第12条に定める平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

4　前項の規定は、第5条に定める試用期間中の教職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は行政官庁の認定を受けた場合は適用しない。

(平17規則150・平17規則229・一部改正)

(解雇制限)

第26条　前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間にあっては解雇しない。ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく傷病補償年金を受けているとき又は同日後において傷病補償年金を受けることとなったときは、この限りでない。
(1)　業務上負傷し、又は疾病にかかり療養するための休業期間及びその後30日間
(2)　労基法第65条に定める産前産後の休業期間及びその後30日間

(職員の解雇に係る手続)

第27条　職員の解雇に係る手続については、別に定める降任及び解雇手続規則による。

(平17規則150・平17規則229・一部改正)

第10節　退職後の責務

(退職者の責務)

第28条　教職員が退職し、又は解雇された場合は、職員証、公立学校共済組合員証その他法人から借用している物品を速やかに返還しなければならない。

(平17規則150・平17規則229・一部改正)

(退職証明書等)

第29条　労基法第22条に定める証明書の交付の請求があったときは、これを交付する。

第3章　服務規律

(職務専念義務等)

第30条　教職員は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務に専念しなければならない。

2　教職員は、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

(服務心得)

第31条　教職員は、法令、この規則及び法人の諸規則を遵守し、上司の指揮命令に従って、その職務を遂行しなければならない。

2　教職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3　上司は、その指揮命令下にある教職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先してその職務を遂行しなければならない。

(障害を理由とする差別の禁止)

第31条の2　教職員は、その職務の遂行に当たり、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)を理由として、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者(以下「障害者」という。)に対し障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2　教職員は、その職務の遂行に当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(平27規則51・追加)

(信用失墜行為等の禁止)

第32条　教職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　法人の名誉又は信用を失墜させる行為

(2)　法人の秩序及び規律を乱す行為

(守秘義務)

第33条　教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　教職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するときは、理事長の許可を得なければならない。

(平17規則229・一部改正)

(個人情報の保護)

第34条　教職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収賄の禁止)

第35条　教職員は職務上の地位を利用して、自己又は第三者のために、金銭、物品等の利益の融通又は贈与若しくは便宜の供与を受けてはならない。

(教職員の倫理等)

第36条　教職員は、その職務に係る倫理を遵守しなければならない。

2　教職員は、他の法人に勤務する者が倫理に反する行為を行っていることを内部機関に通報したことをもって、いかなる不利益も受けないものとする。

3　倫理等に関しその他必要な事項については、別に定める。

(平17規則150・一部改正)

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

第37条　教職員は、法人に勤務する者又は学生その他その職務に従事する際に接するそれ以外の者を不快にさせる性的な言動を行ってはならない。

(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止)

第37条の2　教職員は、部下又は同僚の妊娠又は出産に関して、その者の職務環境を悪化させる言動を行ってはならない。

2　教職員は、部下又は同僚の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関してその者の職務環境を悪化させる言動を行ってはならない。

（平28規則9・追加）

（旧姓の使用）

第38条　教職員は、所定の手続を経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

（教職員の着任）

第39条　新たに教職員となった者又は配置換等を命ぜられた教職員は、速やかに着任しなければならない。

2　前項に定める教職員が、疾病その他やむを得ない事由により着任できないときは、理事長の承認を得なければならない。

（平17規則150・平17規則229・一部改正）

（文書の配布、集会等）

第40条　教職員が法人の敷地又は施設内（以下「学内」という。）において文書又は図画を配布しようとするときは、業務の正常な遂行を妨げない方法及び態様において、これを配布しなければならない。

2　前項に定める文書又は図画が次のいずれかに該当すると理事長が判断するときは、当該文書又は図画を配布してはならない。

(1)　法人の業務の正常な運営を妨げるもの

(2)　第32条各号に掲げる行為に該当するもの

(3)　他人の名誉を毀損し、又は誹謗中傷等に該当するもの

(4)　公序良俗に反するもの

(5)　その他法人の業務に支障をきたすもの

3　教職員が学内で文書又は図画を掲示する場合には、理事長の許可を得た上で、あらかじめ指定された場所に掲示しなければならない。この場合であっても、前項に該当する文書又は図画を掲示してはならない。

4　教職員は理事長の許可なく、学内で業務外の集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行ってはならない。

（平17規則150・平17規則229・一部改正）

（兼業・兼職）

第41条　教職員の兼業・兼職については、別に定める公立大学法人首都大学東京教職員の兼業等に関する規則（平成17年度法人規則第23号）による。

（平18規則43・一部改正）

第4章　勤務時間、休日、休暇等

（勤務時間、休日、休暇等）

第42条　教職員の勤務時間、休日、休暇等については、別に定める公立大学法人首都大学東京教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成17年度法人規則第24号）による。

第5章　給与

（給与）

第43条　教員の給与については、別に定める公立大学法人首都大学東京大学教員給与規則（平成17年度法人規則第25号）又は公立大学法人首都大学東京高等専門学校教員給与規則（平成19年度法人規則第49号）による。

2　職員の給与については、別に定める公立大学法人首都大学東京職員給与規則（平成18年度法人規則第61号）による。

（平18規則43・平19規則45・一部改正）

第6章　退職手当

（退職手当）

第44条　教職員の退職手当については、別に定める公立大学法人首都大学東京退職手当規則（平成17年度法人規則第33号）による。

（平17規則229・一部改正）

第7章　研修

（研修）

第45条　教職員は、職務の遂行上必要な知識及び技能を習得し、時代に即応できる資質を備えるため研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

（平17規則229・一部改正）

第8章　表彰

（表彰）

第46条　教職員が次の各号の一に該当する場合には、表彰する。

(1)　業務の改善、業務効率の向上等に多大な功労があったとき。

(2)　法人の名誉となり、又は法人に勤務する者の模範となる善行を行ったとき。

(3)　その他理事長が必要と認めるとき。

2　表彰に関しその他必要な事項については、別に定める。

第9章　懲戒処分等

（懲戒の事由）

第47条　教職員の行為が次の各号の一に該当する場合には、懲戒に処することができる。

(1)　この規則及びその他法人規則等に違反したとき。

(2)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3)　法令違反その他法人の教職員としてふさわしくない非行があったとき。

(4)　故意又は重大な過失により法人に損害を与えたとき。

（懲戒）

第48条　懲戒は、戒告、減給、停職、諭旨解雇又は懲戒解雇の区分によるものとする。

(1)　戒告　将来を戒める。

(2)　減給　1回の額が労基法第12条に定める平均賃金の1日分の2分の1を超えず、その総額が一給与支給期における給与の総額の10分の1を超えない額を給与から減ずる。

(3)　停職　1日以上6月以下、勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(4)　諭旨解雇　退職届の提出を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日の平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けないで即時に解雇する。

(5)　懲戒解雇　予告期間を設けることなく即時に解雇する。

（平17規則229・一部改正）

（訓告等）

第49条　前条に定める場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、文書又は口頭により、注意、厳重注意又は訓告を行うことができる。

（損害賠償）

第50条　教職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、前2条に基づく懲戒処分又は訓告等の有無にかかわらず、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(職員の懲戒に係る手続)

第51条　職員の懲戒に係る手続については、別に定める公立大学法人首都大学東京職員の懲戒手続に関する規則(平成17年度法人規則第143号)による。

(平17規則150・一部改正)

第10章　安全及び衛生

(安全衛生管理)

第52条　法人は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他の関連法令(以下「労働安全衛生法等」という。)に基づき、教職員の健康増進と危険防止のため必要な措置を講じる。

(協力義務)

第53条　教職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法等のほか、上司の命令に従うとともに、法人が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全・衛生教育)

第54条　教職員は、法人が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第55条　教職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、直ちに上司その他の関係者(以下「上司等」という。)に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第56条　教職員は、安全及び衛生を確保するため、次の事項を守らなければならない。

(1)　安全及び衛生について、上司等の命令、指示等に従い、実行すること。

(2)　常に職場を整理し整頓し、清潔を保ち、災害防止と衛生の向上に努めること。

(3)　安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止等のための諸施設を無断で移動し、又は許可なく当該地域及び施設に立ち入らないこと。

(4)　保護具、安全具等の使用が定められているときは、必ずこれを使用し、その効力を失わせるような行為をしないこと。

(健康診断)

第57条　教職員は、法人が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。

2　健康診断の結果に基づき、理事長が必要と認める場合には、教職員の就業の禁止、勤務時間の制限等当該教職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

3　教職員は、正当な理由なしに、前2項の措置等を拒んではならない。

(平17規則229・一部改正)

(就業の禁止)

第58条　教職員が次の各号の一に該当する場合には、その就業を禁止するものとする。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

(1)　病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2)　心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3)　その他理事長が必要と認めるとき。

2　教職員は、前項各号の規定に該当する場合には、直ちに上司に届け出て、その指示に従わなければならない。

3　第1項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきくものとする。

(平17規則150・平17規則229・一部改正)

(その他必要な事項)

第59条　安全及び衛生に関しその他必要な事項については、理事長が定める。

(平17規則229・一部改正)

第11章　出張

(出張)

第60条　業務上必要がある場合には、教職員に出張を命ずることがある。

2　出張を命ぜられた教職員が出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(平17規則229・一部改正)

第12章　旅費

(旅費)

第61条　旅費については、別に定める公立大学法人首都大学東京教職員の旅費規則(平成17年度法人規則第34号)による。

(平17規則229・一部改正)

第13章　福利厚生

(福利厚生)

第62条　法人は、教職員の健康と福祉のために必要な措置を行う。

第14章　災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第63条　教職員の業務上の災害及び通勤中の災害については、別に定める公立大学法人首都大学東京公務災害補償規則(平成17年度法人規則第35号)による。

(平17規則229・一部改正)

第15章　発明等

(発明等及び権利の帰属)

第64条　教職員が職務上行った発明等及び権利の帰属に関する取扱いについては、別に定める公立大学法人首都大学東京知的財産取扱規則(平成17年度法人規則第47号)による。

(平17規則150・一部改正)

第16章　適用除外

(適用除外)

第65条　臨時職員(法人に勤務する者を補助する軽易な業務に従事するため、臨時に雇用された者で、理事長が指定した者をいう。)については、この規則によらず、個別の雇用契約の定めるところによる。

(平24規則35・一部改正)

第17章　雑則

(実施に関し必要な事項)

第66条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(適用除外)

2　地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者には、第3条から第7条までの規定は適用しない。

(平17規則229・一部改正)

(任期の例外)

3　任期の定めのない教員には、第8条第1項の規定は適用しない。

(平17規則229・追加)

(休職の経過措置)

4　地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者で、施行日前日において東京都の職員の休職の事由等に関する規則(昭和27年東京都人事委員会規則第11号)その他の規則(以下「休職規則等」という。)により休職であった者が引き続き施行日以降も休職となる場合には、当該休職は休職規則等に基づき発令された休職期間満了日までの休職とみなす。

(平17規則150・平17規則229・旧第3項繰下・一部改正)

(結核休養の勤続期間に関する経過措置)

5　地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者が第21条に定める結核休養となる場合、その勤続期間には、施行日前日以前における職員の結核休養に関する条例(昭和29年東京都条例第11号)別表に定める勤続期間を通算する。

(平17規則150・一部改正)

(施行日前の懲戒の効果に関する措置)

6　地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者に対する、施行日前日以前における地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項の規定による懲戒処分については、施行日以降においても、第48条に定める懲戒の区分とみなし、引き続きその効力を有するものとする。

(平17規則229・一部改正)

附　則(平成17年法人規則第150号)

この規則は、平成17年6月21日から施行する。

附　則(平成18年3月31日17法人規則第229号)

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

附　則(平成19年3月30日18法人規則第43号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月31日19法人規則第45号)

(施行期日)

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(適用除外)

2　この規則の施行日前において、東京都が設置する東京都立産業技術高等専門学校の教員であった者が、引き続き、施行日に法人が設置する高等専門学校における業務に従事する教員となった場合には、第3条から第7条までの規定は適用しない。

附　則(平成21年3月31日20法人規則第49号)

(施行期日)

1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(定年年齢に係る特例)

2　改正後の規則において、第23条第1項の本文中「65歳」とあるのは、改正後の規則第23条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に定める年齢とする。

期間の区分	年齢
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

（平22規則63・一部改正）

附　則（平成23年3月30日22法人規則第63号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成25年2月26日24法人規則第35号）
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則（平成25年11月27日25法人規則第10号）
この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附　則（平成26年7月4日26法人規則第1号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成27年12月25日27法人規則第29号）
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附　則（平成28年3月15日27法人規則第51号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成28年12月27日28法人規則第9号）
この規則は、平成29年1月１日から施行する。

【3年履修課程】

			未修1年前期	未修1年後期	未修2年前期	未修2年後期	未修3年前期	未修3年後期	修了要件 単位数	
必修科目	法律基本科目	公法系	憲法1	憲法2 行政法	憲法総合1	行政法総合1			必修 10単位	
		民事系	民法1 民法2 民法3 法学入門演習	民法4 民事法入門演習 民事訴訟法1 商法1	民法総合1 民事訴訟法総合1 商法2	民法総合2 商法総合1	民法総合3 民法総合4 商法総合2	民事訴訟法総合2	必修 34単位	
		刑事系	刑法1 刑法2	刑法3 刑事訴訟法	刑法総合1 刑事訴訟法総合1	刑法総合2			必修 14単位	
	実務基礎科目					民事訴訟実務の基礎 刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理			必修 6単位	
	必修単位数		14単位	16単位	12単位	14単位	6単位	2単位	64単位	
選択科目	法律基本科目	公法系			行政法総合2	憲法総合2	行政法総合3	公法総合演習		
		民事系			商法総合3	民事訴訟法2	商法総合3	民法演習 商法総合演習		
		刑事系			刑事訴訟法演習	刑法演習 刑事訴訟法総合2	刑事訴訟法演習	刑法演習		
	実務基礎科目				民事裁判と事実認定	租税訴訟実務の基礎 エクスターンシップ	民事裁判と事実認定 刑事裁判と事実認定 エクスターンシップ 模擬裁判 法文書作成 民事裁判演習		選択 4 単位 以上	選択 25 単位 以上
	隣接科目	基礎法学系	法社会学　法哲学　アメリカ法　経済と法						選択 4 単位 以上	
		隣接科目系	政治学特殊授業1　政治学特殊授業2　会計学　統計学							
	展開・先端科目	公法系				比較憲法 租税法1 独占禁止法1 国際法1	情報法 租税法2 独占禁止法2 国際法2	比較憲法 地方自治法	選択 12 単位 以上	
		民事系			消費者法	倒産法1 知的財産法1 労働法 環境法 国際私法	倒産法2 知的財産法2 社会法総合演習 消費者法 国際取引法	企業法務 現代取引法 環境法		
		刑事系					経済刑法	医事刑法 刑事政策		
		その他						リサーチ・ペーパー		
	年間の履修登録制限単位数		40単位		38単位		44単位		【修了要件】 97単位以上	

※「未修」は3年履修課程を指す。

【2年履修課程】

			既修認定部分		既修1年前期	既修1年後期	既修2年前期	既修2年後期	修了要件 単位数	
必修科目	法律基本科目	公法系	憲法1	憲法2	憲法総合1 行政法	行政法総合1			必修 10単位	
		民事系	民法1 民法2 民法3 法学入門演習	民法4 民事法入門演習 民事訴訟法1	民法総合1 民事訴訟法総合1 商法（4単位）	民法総合2 商法総合1	民法総合3 民法総合4 商法総合2	民事訴訟法総合2	必修 34単位	
		刑事系	刑法1 刑法2	刑法3 刑事訴訟法	刑法総合1 刑事訴訟法総合1	刑法総合2			必修 14単位	
	実務基礎科目					民事訴訟実務の基礎 刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理			必修 6単位	
	必修単位数		（14単位）	（12単位）	16単位	14単位	6単位	2単位	64単位	
選択科目	法律基本科目	公法系			行政法総合2	憲法総合2	行政法総合3	公法総合演習		
		民事系			商法総合3	民事訴訟法2	商法総合3	民法演習 商法総合演習		
		刑事系			刑事訴訟法演習	刑法演習 刑事訴訟法総合2	刑事訴訟法演習	刑法演習		
	実務基礎科目				民事裁判と事実認定	租税訴訟実務の基礎 エクスターンシップ	民事裁判と事実認定 刑事裁判と事実認定 エクスターンシップ 模擬裁判 法文書作成 民事裁判演習		選択 4 単位 以上	選択 25 単位 以上
	基礎法学隣接科目	基礎法系			法社会学　法哲学　アメリカ法　経済と法				選択 4 単位 以上	
		隣接科目系			政治学特殊授業1　政治学特殊授業2　会計学　統計学					
	展開・先端科目	公法系				比較憲法 租税法1 独占禁止法1 国際法1	情報法 租税法2 独占禁止法2 国際法2	比較憲法 地方自治法	選択 12 単位 以上	
		民事系			消費者法	倒産法1 知的財産法1 労働法 環境法 国際私法	倒産法2 知的財産法2 社会法総合演習 消費者法 国際取引法	企業法務 現代取引法 環境法		
		刑事系					経済刑法	医事刑法 刑事政策		
		その他						リサーチ・ペーパー		
	年間の履修登録制限単位数				42単位		44単位		【修了要件】 97単位以上 （入学時に26単位認定）	

※「既修」は2年履修課程を指す。

教育研究の柱となる領域のつながりについての説明図

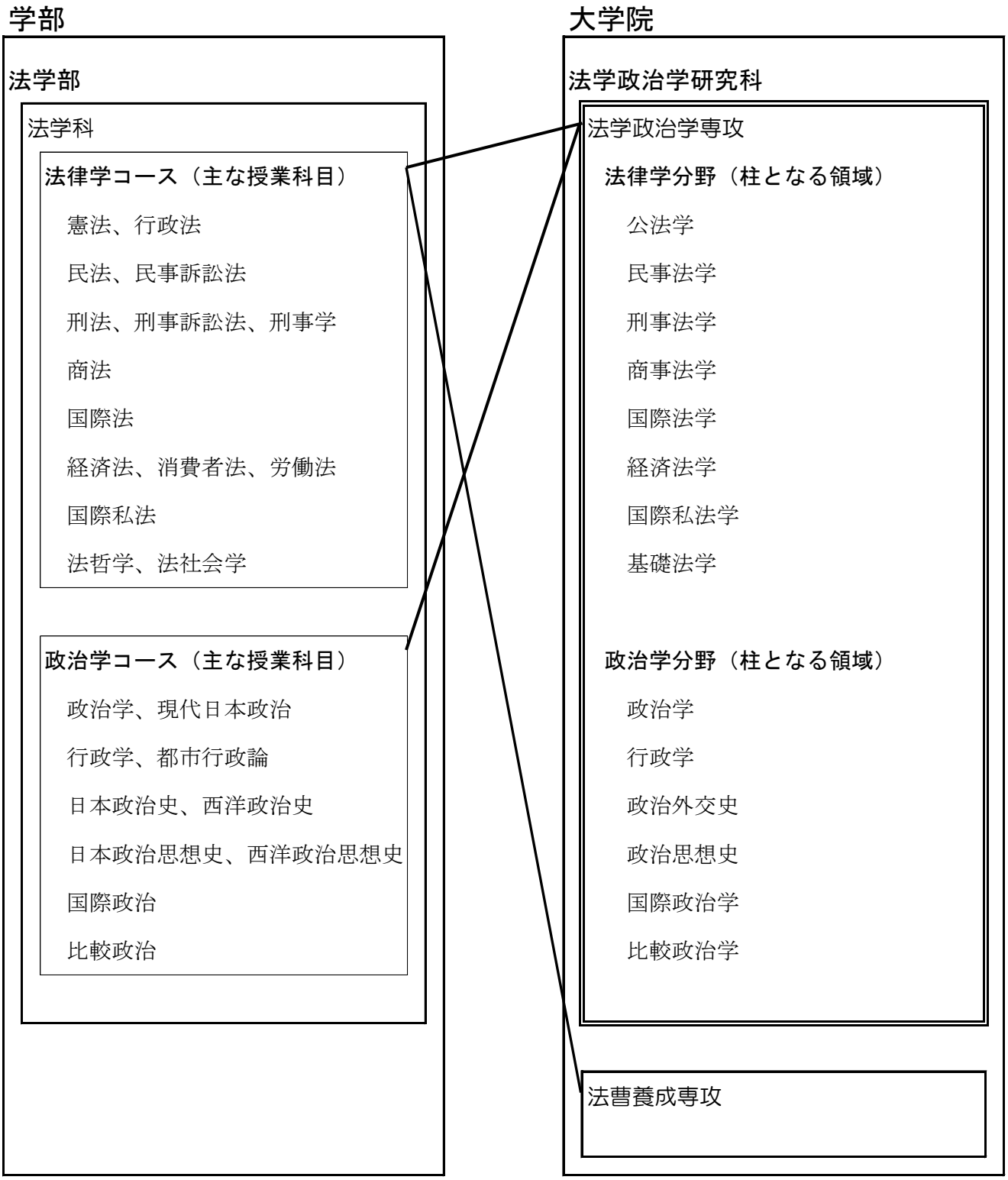

ＦＡＸ送信先：０４２－３０７－１５５８
大学改革支援・学位授与機構評価事業部評価支援課　宛

平成 28 年 4 月提出

法科大学院認証評価に係る意向調査について（回答）

◎ 貴学の御担当者の連絡先等について御記入ください。

大学名	首都大学東京
所属・役職	管理部文系学務課法曹養成専攻担当係長
フリガナ	アオキ　タカヨシ
担当者名	青木　隆義
ＴＥＬ	０３－３５３６－７７５６
ＦＡＸ	０３－３５３３－６９８０
E-Mail	aoki-takayoshi@jmj.tmu.ac.jp

◎ 次の各設問について、該当する数字をそれぞれの回答欄に御記入ください。

（設問１）平成２９年度から平成３２年度までにおける法科大学院認証評価の申請予定についてお聞かせください。

１ 当機構への申請を予定している
２ 当機構以外の機関への申請を予定している
３ 未定

回答	1

（設問２）設問１において「１　当機構への申請を予定している」と御回答の場合、“評価実施予定年度”についてお聞かせください。

１ 平成２９年度評価実施予定（平成２８年度申請）
２ 平成３０年度評価実施予定（平成２９年度申請）
３ 平成３１年度評価実施予定（平成３０年度申請）
４ 平成３２年度評価実施予定（平成３１年度申請）

回答	2

（設問３）設問１において「２　当機構以外の機関への申請を予定している」と御回答の場合、法科大学院認証評価の“評価実施年度”についてお聞かせください。

１ 平成２９年度評価実施予定（平成２８年度申請）
２ 平成３０年度評価実施予定（平成２９年度申請）
３ 平成３１年度評価実施予定（平成３０年度申請）
４ 平成３２年度評価実施予定（平成３１年度申請）

回答	